府　令

○内閣府令第九十号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第七条第二項の規定に基づき、日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令を次のように定める。

令和七年十月十五日

内閣総理大臣　石破　茂

日本学術会議法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項を定める内閣府令

日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法附則第三条第一項に規定する会員予定者（以下「会員予定者」という。）の候補者の選考の基準及び方法

二　法附則第七条第三項に規定する措置の実施に関する事項

三　法附則第七条第四項に規定する会員予定者の候補者の構成についての配慮に関する事項

四　候補者選考委員会に置かれる部会（以下「部会」という。）の研究分野の別

五　部会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法

六　部会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員予定者の候補者を選考するための基準及び方法

七　会員予定者の候補者の研究分野別の選考人数の見込み

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

省　令

○厚生労働省令第百一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号。以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（変更等の届出）	（変更等の届出）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第五十四条の二第三項に規定する別表第二指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者に限る。）について、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち法第五十四条の二第六項において準用する法第五十四条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。	（新設）

様式第二号中「6　（略）」を「6・7　（略）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の生活保護法施行規則第十四条第五項の規定は、地方分権一括法による改正後の生活保護法別表第二の第一欄に掲げる介護機関（介護予防・日常生活支援事業者に限る。）であって、地方分権一括法第六条の規定の施行の際現に生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けているもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用する。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○法務省告示第百二十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

公益社団法人家庭問題情報センター

東京都豊島区西池袋二丁目二十九番十九号池袋ＫＴビル十階

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月三日

○農林水産省告示第千五百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎